

音楽著作権について

この時期は本年度の作品を作るため、多くの団体の皆様が選曲にご苦労されている事と存じます。そこで再度「音楽著作権」についてご案内させていただきます。

ご承知の通り我々マーチングバンドの世界では作曲者が意図した曲をそのまま使用する事が楽器編成上非常に困難であり、否が応でも編曲せざるを得ないのが現状です。そこで音楽著作権を遵守することから、版權所有者に対して編曲の可否を含め使用許諾を事前にお取り頂く事になりますが、この事務処理は現場の皆様が大変ご苦労されている問題ではないかと思えます。

しかしながらこの音楽著作権法（知的所有権）は世界中で音楽文化がより発展して行く為にも大変重要な法律です。どうかこのシステムをご理解頂いた上で法律に則った手続きを滞りなく行なっていただきますよう改めてお願い申し上げます。

2014年5月7日

お問い合わせは、

一般社団法人日本マーチングバンド協会 03-6231-6033、E-mail:jmba@japan-mba.org

または、

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 03-3481-2121、<http://www.jasrac.or.jp>

一般社団法人日本レコード協会 http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/
にお問い合わせ下さい。

マーチングバンド部門

使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

1. 市販の楽譜を指定の編成で利用する場合、及び自作曲の場合は、適用除外となります。

※市販の楽譜を使用する場合はスコアの表紙及び、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

2. 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC（＝日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）

3. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出下さい。

カラーガード部門

市販のCD等の音源をMDやカセットテープ、CD-R等に録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。

(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

(2014年3月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイト(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_licence/)で確認してください。)

- ◇ 日本コロムビア株式会社
- ◇ ビクターエンタテインメント株式会社
- ◇ キングレコード株式会社
- ◇ 株式会社テイチクエンタテインメント
- ◇ ユニバーサル ミュージック合同会社
- ◇ 日本クラウン株式会社
- ◇ 株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
- ◇ 株式会社ポニーキャニオン
- ◇ 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
- ◇ 株式会社バップ
- ◇ 株式会社ビーイング
- ◇ エイベックス・マーケティング株式会社
- ◇ 株式会社フォーライフ ミュージックエンタテインメント
- ◇ 株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ドリーミュージック
- ◇ 株式会社よしもとアール・アンド・シー
- ◇ NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社
- ◇ 株式会社エル・ディー・アンド・ケイ
- ◇ 株式会社コナミデジタルエンタテインメント
- ◇ 株式会社スペースシャワーネットワーク
- ◇ 株式会社ハッツ・アンリミテッド
- ◇ 株式会社トイズファクトリー

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出して下さい。

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。

※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

3. レコード会社の許諾が下りた CD 等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生致します。JASRAC への申請は主催協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約 1 ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

※事前に支部大会が行なわれた支部については、支部事務局から本部事務局へ、録音利用明細書および録音利用申込書(写し)の提出が義務づけられています。

両部門共通事項

(肖像権)

1. プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

以上の内容についての